

薬 第 1585 号
令和 8 年 6 月 17 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第 9 条に規定する知事指定薬物の
指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところ
です。

このたび、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 6 月 17 日付けで新たに知
事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきます
ようお願いします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる 3 物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用される
おそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又
は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第 9 条第 1 項に規定
する知事指定薬物に指定しました。

- (1) 2 - { [4 - (2 - フルオロエトキシ) フェニル] メチル} - 5 - ニトロ
- 1 - [2 - (ピロリジン - 1 - イル) エチル] - 1 H - ベンゾ [d] イミ
ダゾール及びその塩類

【通称名】 F l u e t o n i t a z e p y n e、N - p y r r o l i d i n o
- f l u e t o n i t a z e n e

- (2) 2 - { 2 - [(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール - 5 - イル) メチル] - 5
- ニトロ - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 1 - イル} - N, N - ジエチル

エタン-1-アミン及びその塩類

【通称名】 M e t h y l e n e d i o x y n i t a z e n e

(3) N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル) エチル] プロ
パン-2-アミン及びその塩類

【通称名】 5-MeO-NiPT

(4) (1) から (3) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

令和8年6月18日

大阪府健康医療部
生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ
TEL:06-6941-9078 (直通)
FAX:06-6944-6701